

**様式第9 法第49条第1項(農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項)及び第50条第1項関係(農地転用の許可)**

農地法(大臣許可:計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合)

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

|   |          |                           |                    |
|---|----------|---------------------------|--------------------|
| 法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等 | 事業名      | 地区名                       | 事業主体               |
|   | 集団移転促進事業 | 町方、小枕・伸松地区<br>((4)-A-②-7) | 大槌町<br>(岩手県土地開発公社) |

|                                  |   |         |                            |    |                 |        |                  |
|----------------------------------|---|---------|----------------------------|----|-----------------|--------|------------------|
| 図面記号                             |   |         |                            |    |                 |        |                  |
| (4)-A-②-7                        |   |         |                            |    |                 |        |                  |
| 土地の所在等                           | 土地の所在   | 地番      | 地目                         |    | 面積<br>(㎡)       | 土地利用区分 |                  |
|                                  |   |         | 登記簿                        | 現況 |                 | 農振法    | 都市計画法            |
|                                  | 上閉伊郡大槌町大槌第23地割字沢山   | 35番1の一部 | 田                          | 田  | 1406の一部<br>1128 | 農振地域外  | 非線引き都市計画区域の用途地域内 |
|                                  | 上閉伊郡大槌町大槌第23地割字沢山   | 35番2の一部 | 畑                          | 畑  | 1933の一部<br>38   | 農振地域外  | 非線引き都市計画区域の用途地域内 |
|                                  | 上閉伊郡大槌町大槌第23地割字沢山   | 35番5の一部 | 田                          | 田  | 1094の一部<br>937  | 農振地域外  | 非線引き都市計画区域の用途地域内 |
|                                  | 上閉伊郡大槌町大槌第23地割字沢山   | 35番6の一部 | 田                          | 田  | 993の一部<br>470   | 農振地域外  | 非線引き都市計画区域の用途地域内 |
|                                  | 計   | 計 4 筆   | 2,573 ㎡ (田 2,535 ㎡、畑 38 ㎡) |    |                 |        |                  |
| 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要 | <p>住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路側溝に接続するため、周辺農地に影響はない。</p> <p>また、法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止し、耕作用道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。</p> <p>農業用水及び排水路については、機能を損なわないよう団地整備を行うため、周辺農地に影響はない。</p> |         |                            |    |                 |        |                  |

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」を記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。